



## これが中央本部の組織指導か！ 指令不履行ありきで議論を進め、 議論の中身に入らず、電話を一方向的に切る暴挙！

本日1月15日、東京地本は中央本部に対して「指令第29号に対する回答」を提出しました。指令第29号とは、1月10日に発せられ「東京地方本部の組合員4名が個人訴訟を行った件（2019.12.26）に関する東京地方本部への組織指導について」と称し、以下の2点について1月15日12時までに回答を求められていました。

しかし、中央本部は「指令を履行するのか！しないのか！」と極めて横暴かつ乱暴な対応で、議論の中身に入ろうとすると「すべて不履行を確認する」と一方向的に電話を切りました。あまりにも組織指導とは大きくかけ離れた暴挙であり、断じて認められません。

中央本部の指令項目	東京地本の回答
1. 東地申第1号「JR東労組東京地本第36回定期大会発言及び支部大会発言」に基づく申し入れ交渉の議事録を書面で提出すること	指令の標題で「個人訴訟を行った件」と記載されていますが、東地申第1号は個人訴訟とは無関係です。東地申第1号交渉結果について中央本部に相談させていただいた際に内容も説明していますので理解していただけていると思います。 しかしながら東地申第1号の交渉議事録について申し上げます『東京FAXニュースNO.116号、117号、118号、135号』にて示したもののだけです。
2. 個人訴訟を行った東京地方本部組合員4名の氏名及び訴状を書面で提出すること	組合員の氏名と訴状の提出はできません。 理由は、臨時第9回執行委員会で確認されたといわれる11項目の内容を見ると、起ちあがった仲間の行動を否定する内容だからです。東京地本は、この間行われている会社からの不当労働行為を止めさせるため、そして健全な職場を創り出すために起ちあがった仲間に寄り添い連帯します。また、憲法第32条（何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない）とJR東労組綱領（私たちは国民の先頭に立ち、個人の尊厳を尊重し、日本国憲法に沿った自由にして公正・平等・平和な社会の実現をめざす）に則り本人の意見を尊重します。

**団体交渉が終わっていない段階で議事録は作成出来ない！  
憲法や綱領を違反する行為は、労働組合としてあってはならないことだ！  
現場の組合員の立場に立たず「決まったことを守れ！」  
という姿勢は、労働組合として存在価値は無い！**